

芽室町無料職業紹介所設置要綱

(設置)

第1条 求人者と求職者の間における雇用関係成立のあっせんを行う無料の職業紹介事業を行うため、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条の規定に基づき、芽室町無料職業紹介所（以下「芽室町ハローワーク」という。）を設置する。

(位置)

第2条 芽室町ハローワークの位置は、河西郡芽室町東2条2丁目14番地（芽室町役場庁舎内）とする。

(業務取扱日等)

第3条 芽室町ハローワークの業務取扱日は、月曜日から金曜日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年1月5日までの日を除く。）とする。

2 業務取扱時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

(業務及び取扱範囲)

第4条 芽室町ハローワークの業務及び取扱範囲は、別に定める芽室町無料職業紹介業務運営規程に基づき、運用するものとする。

(個人情報の適正管理等)

第5条 芽室町ハローワークの行う業務に関して、求人者及び求職者から得られた個人情報については、法第51条の2及び芽室町個人情報保護条例（平成28年芽室町条例第12号）並びに別に定める芽室町無料職業紹介業務運営規程に基づき、厳正に管理するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和元10月4日決定）